

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都港区芝一丁目7番5号

(名 称) 株式会社メディビックグループ (法人番号 8011001064868)

上記被審人に対する平成28年度(判)第17号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1億1333万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年1月10日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年11月7日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都港区芝一丁目7番5号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社である。

被審人は、被審人の連結子会社と他社の間で開発権の譲渡契約が成立したように装い、また、販売代金の回収が困難となった商品売買取引について、代金が回収できたように装うことによって売上を過大に計上するなどした。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成27年 3月30日	第15期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成26年1月1 日～平成26年12 月31日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 392百万円であ るところを908 百万円と記載	・売上の過大計 上 等
				連結 損益計算書	連結当期純損益 が▲872百万円 であるところを ▲356百万円と 記載	
2	平成27年 5月14日	第16期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成27年1月1 日～平成27年3 月31日の第1四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 381百万円であ るところを874 百万円と記載	・売上の過大計 上 等

3	平成 27 年 8 月 13 日	第 16 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 275 百万円であ るところを 753 百万円と記載	・売上の過大計 上 等
4	平成 27 年 11 月 12 日	第 16 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 90 百万円である ところを 542 百 万円と記載	・売上の過大計 上 等
5	平成 28 年 3 月 30 日	第 16 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲43 百万円であ るところを 396 百万円と記載	・売上の過大計 上 等
				連結 損益計算書	売上高が 89 百万 円であるところ を 104 百万円と 記載	
6	平成 28 年 5 月 16 日	第 17 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲118 百万円で あるところを 68 百万円と記載	・売上の過大計 上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

第 2

平成 27 年 2 月 12 日、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの連結会計期間につき、売上の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 392 百万円であるところを 908 百万円と記載をした同期間における連結貸借対照表（未監査）及び連結当期純損益が 872 百万円の損失であるところを 356 百万円の損失と記載した同期間における連結損益計算書（未監査）を掲載した重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書（株券及び新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 3 月 2 日、348,200 株の株券を 84,960,800 円で、85,000 個の新株予約権証券を 2,100,350,000 円（新株予約権の行使に際して払い込

むべき金額を含む。) で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行
開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号5

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2、同3、同4及び同5は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号6

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

別紙1の第2に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第176条第2項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項の規定により、当該法人の第15期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(547,108円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号2、同3、同4及び同5

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、当該法人の第16期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第16期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第16期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第16期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第16期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第16期第1四半期報告書	470,055円
第16期第2四半期報告書	432,242円
第16期第3四半期報告書	374,698円
第16期有価証券報告書	385,340円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第16期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第16期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第16期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当

する額である 3,000,000 円

第 16 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 16 期第 1 四半期報告書、第 16 期第 2 四半期報告書、第 16 期第 3 四半期報告書及び第 16 期有価証券報告書が、いずれも第 16 期事業年度に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 16 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 16 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 16 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 16 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 6

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、当該法人の第 17 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (292,588 円)

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円となる。

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、

平成 27 年 2 月 12 日提出の有価証券届出書 (株券及び新株予約権証券)

に係る課徴金の額は、

2,185,310,800 円 (株券 84,960,800 円、新株予約権証券 2,100,350,000 円)

$\times 4.5 / 100$

=98,338,986 円

について、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て

て、98,330,000 円

となる。